

第 3 期 廿 日 市 市 教 育 大 綱

令和 8 年 3 月

廿 日 市 市

はじめに

近年、我が国においては、人口減少や少子高齢化の進展、デジタル技術の急速な発展、価値観やライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、将来を見通すことが難しい時代を迎えています。

こうした中、令和8年度から本市の最上位計画である「はつかいち未来ビジョン2035」がスタートします。将来像である「安心して包まれ ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち つなぎ つながり とともに歩む」の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

本大綱では、このビジョンを反映し、「「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり」を基本理念に掲げました。

この理念には、先行きが不透明な時代にあっても、市民一人ひとりが心豊かに幸せを実感しながら生きていけるまちを実現したいという思いを込めています。そのためには、かけがえのない「ふるさと廿日市」において「ともに未来を創る」という意識を持ちながら、大人からこどもまで、全ての人が学びを通じて成長し、その成果を地域に還元していくことが重要です。こうした学びと実践の積み重ねが、廿日市市の未来を支える力になるものと確信しています。

本市は、これまで第1期、第2期の教育大綱に基づき、子育てや教育、学術、文化の振興に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。本大綱は、これらの取組を継承しつつ、社会の変化に的確に対応し、教育行政を一層推進するため、第4期廿日市市教育振興基本計画や廿日市市こども計画などとの整合を図りながら、新たに策定したものです。

本大綱の基本理念の実現に向けて、5つの基本方針のもと、家庭や学校、地域、関係者、行政などの連携を一層深め、こどもたちが安心して学び成長できる環境づくりや、市民一人ひとりが生涯にわたり学び続けられる機会の充実、「ふるさと廿日市」の継承などに取り組んでまいります。

令和8年3月

廿日市市長 松本 太郎

1 廿日市市教育大綱の策定にあたって

(1) 大綱策定の趣旨

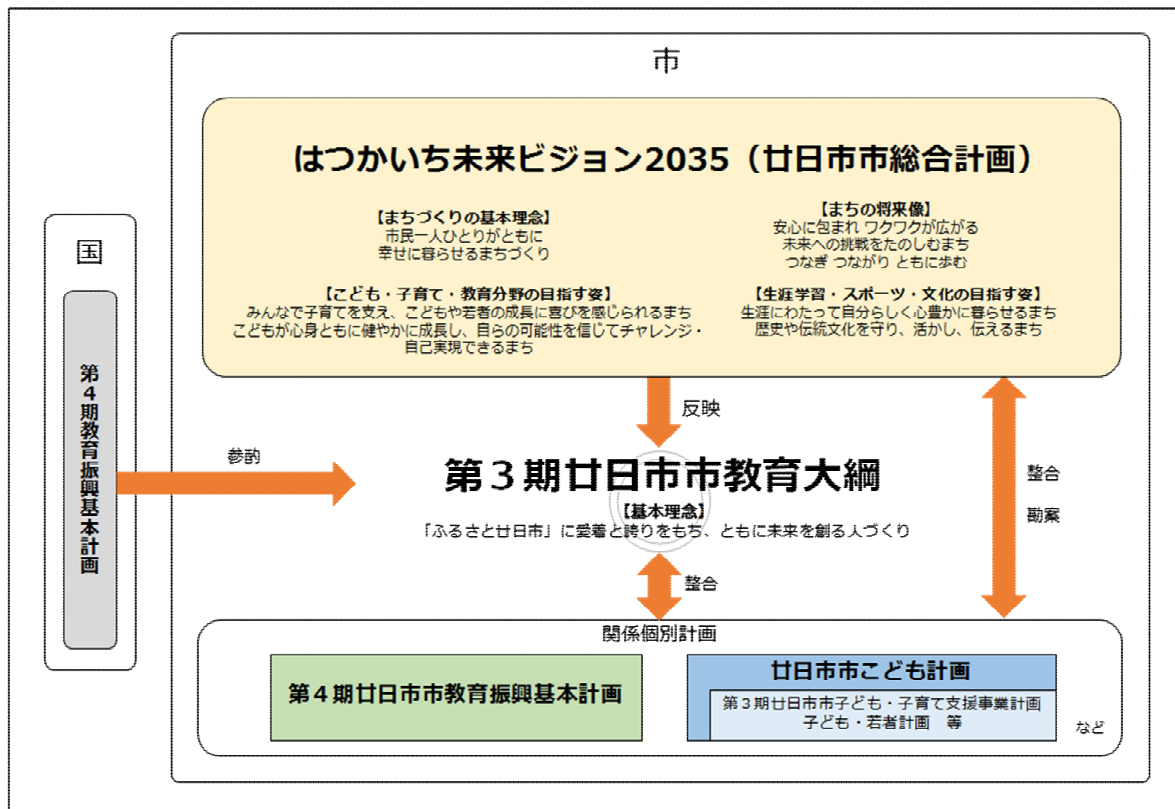
平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これに基づき、本市では、平成28年度から令和2年度までを第1期、令和3年度から令和7年度までを第2期とし「廿日市市教育大綱」を策定してきました。この度、現行の廿日市市教育大綱の計画期間が満了することに伴い、「第3期廿日市市教育大綱」を策定します。

(2) 大綱の位置付け

廿日市市教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるものであり、国の教育振興基本計画を参酌して策定します。

また、大綱は、市の最上位計画である「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」に即するとともに、同計画を勘案して策定する「第4期廿日市市教育振興基本計画」、「廿日市市こども計画」等個別計画と整合を図り策定するものです。



(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

2 基本理念

**「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、
ともに未来を創る人づくり**

人口減少・少子高齢化や不安定な国際情勢、人工知能（AI）をはじめとするデジタル化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会の環境や価値観の変化が加速、多様化しています。私たちはそのような予測が困難な時代にあっても、一人ひとりが心豊かに、幸せを実感しながら生きられる“ウェルビーイングな社会”を目指し、新しいまちづくりを進めていく必要があります。そのために求められるのは、「ともに未来を創る」という意識と人づくりです。

「ふるさと廿日市」への愛着と誇りを土台に、市民一人ひとりの「学びたい」という意欲が、個々の学びを生み、その学びが地域への参画へと広がり、さらに新たな学びを創り出す——。この“学びと実践の好循環”こそが、これからのまちづくりの原動力となります。

その基盤にあるのが、教育の力です。家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などが手を取り合い、一丸となって家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」を実現します。

3 基本方針

基本理念の実現のため、次の5つの基本方針を定めます。まち全体の「横のつながり」と一人ひとりにとって切れ目のない学びの「縦のつながり」の2つの視点を持ち、各種の施策を展開します。

<方針①>

みんなでつながり、こどもの育ちを支えます

こどもは周りの大人に育てられるだけでなく、自分の力で学び、感じ、考えながら成長していく存在です。

その歩みを大切にしながら、家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などがつながり、協力し、社会全体でこどもの「育ち」を支えます。

こどもや若者と大人が気軽にに関わり、互いに学び合い、こどもを「まんなか」にその成長を見守ることで、成長の喜びの輪が広がるまちをつくります。

<方針②>

**こどもが自らの可能性に挑戦し、
未来を切り拓くための「生きる力」を育みます**

こども一人ひとりが自らの可能性を信じて挑戦し、自己実現を目指すことができるよう、学校・家庭・地域が連携してその成長を支えます。

学校教育においては、知・徳・体（確かな学力、豊かな心、健やかな体）のバランスのとれた学びを推進し、学ぶ意欲や問題発見・解決能力、豊かな創造性を育むとともに、体験活動やスポーツ・文化芸術活動などを通して、失敗を恐れず挑戦する姿勢を大切にし、達成感を味わえる機会を充実させます。

また、地域や家庭と協働し、こどもが自ら考え、行動し、未来を切り拓く「生きる力」を育みます。

<方針③>

「いのち」を大切にし、他者を思いやる心を育みます

すべての人が自他の「いのち」を尊び、他者を思いやる心をもって生きることが、豊かな人間関係と共生社会の基盤です。

市民一人ひとりが、自らをかけがえのない存在として尊重するとともに、性別や年齢、国籍、人種、文化、価値観といった異なる特性を認め合い、自他を大切にすることを育む取組を進めます。

学校教育においては、こどもたちが互いに関わり合う体験活動を積極的に取り入れるとともに、道徳教育を一層推進し、いのちの大切さや人権尊重の精神を学ぶ機会を広げます。また、地域においても、ゲートキーパーの養成や人権啓発などを通して、まち全体でいのちを大切にする心を育みます。

こうした取組を通じて、一人ひとりが安心して自分らしく生き、他者と支え合う社会を目指します。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

<方針④>

生涯にわたる「学び」を実現します

こどもから大人まで、市民一人ひとりが自発的に、人生のあらゆる段階で自らの興味や関心に応じて学び続けられる社会の実現に取り組みます。

廿日市市ならではのスポーツ・文化芸術などの地域資源を活かして、仕事や生活を通じた多様な学びの機会を提供し、ワクワクする学びの体験を広げます。

また、学んだことを地域や生活の中で活かすことで、人や地域社会に貢献し、満足感や達成感、充実感を味わい、幸せを実感することができます。こうした学びの喜びやつながりが、さらなる学びの意欲を育み、生涯にわたり学び続ける社会を支えます。

誰もが身近で多彩な学びに触れ、学びが暮らしや地域に自然と息づく中で、それぞれが自分らしく、心豊かな人生を送ることのできるまちを目指します。

<方針⑤>

**ふるさとを知り、守り、活かし、伝え、
未来へつなぎます**

廿日市市は、豊かな自然と長い歴史の中で育まれた文化、産業、そして人々の営みが調和するまちです。

世界遺産「厳島神社」を有する宮島など、市内各地域には、古代からの歴史的遺産、伝統行事、地域文化、そして美しい自然環境など、ふるさとを形づくる多様な地域資源が息づいています。

私たちは、これらの地域の宝を知り、その価値を理解したうえで、守り、活かし、次の世代へと伝えていくことを大切にします。

学校教育や地域の学習活動では、歴史、文化、自然、産業といった多様な地域資源にふれる体験を充実させ、市民一人ひとりの地域への誇りと愛着を育て、かけがえのない宝を次世代へつないでいきます。